

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System



遺産分割協議と第二次納税義務

正木 洋子〔目黒〕

はじめに

国税徴収法には、納税義務者の範囲を拡張する第二次納税義務(法32条以下)が規定されています。第二次納税義務にはその態様に応じて8種類の規定があり、その一つに「無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務(法39条)」があります。

ところで、平成21年6月18日付けで国税徴収法基本通達の改正が行われ、第39条関係5(第三者に利益を与える処分)に「遺産分割協議(平成20・2・27東京高判参照)」が新たに例示として追加されました。この判決は平成21年12月10日に最高裁において確定しています。したがって、遺産分割協議に当たっては、第二次納税義務が課されるケースもあることを十分認識しておく必要があります。

1 第二次納税義務の成立要件

第二次納税義務制度は、形式的には第三者に財産が帰属している場合であっても、実質的には、納税者にその財産が帰属していることを認めても公平を失しないようなどきにおいて、その第三者に対して補充的に納税義務を負担させることにより、徴収手続の合理化を図るために認められる制度であって(昭和33年12月「租

2 無償等譲受人の第二次納税義務(法39条)の成立要件

無償等譲受人の第二次納税義務の成立要件の一つに、滞納者がその財産につき無償又は著しく低い額の対価による譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分をしたことがあり

ます。国税徴収法基本通達第39条関係3では、相続等の一般承継によるものは上記譲渡には含まれないとし、同通達5(前記改正前の通達)は「第三者に利益を与える処分」とは、滞納者の積極財産の減少の結果、第三者に利益を与えることとなる処分をいい、地上権、抵当権等の設定処分を例示として掲げていました。

3 遺産分割協議の法的性質と第二次納税義務の関係

滞納者が行った法律行為が、第二次納税義務の成立要件と詐害行為取消権の要件(通則法42条)(注1)の双方を満たす場合には、いざずれにもよることができるとされています(注2)。両者は国税徴収法上で競合することになりますが、通則法42条に基づく場合は、滞納者に詐害の意思が存するに要件となり、また、詐害行為の取消しは必ず訴訟によらなければならないとせん。これに対し、第二次納税義務は、実質的には詐害行為取消権と同様の効果があるものの、詐害の意思は明文上要件とされず、また、訴訟を経ることなく税務官庁の処分により簡易迅速に行うことができます。

た利益約6700万円を限度とする第二次納税義務の告知処分を行いました。最高裁判所第一小法廷の甲斐中辰夫裁判長は、下記のとおり判示し、上告を棄却しています。

全部又は一部を、各相続人の単独所有とし、又は新たな共有関係に移行させることにより、相続財産の帰属を確定させるものであり、その性質上、財産権を目的とする法律行為であるということが出来るからである。

滞納国税11億円余りを有するAは、妻の相続財産約2億円の遺産分割協議につき、その法定相続分を下回る約2000万円の財産を取得し、子である上告人はその相続分を上回る約1億2800万円の財産を取得しました。Aは滞納国税の徴収を免れ、上告人に老後の面倒をみてもらうことを意図して上告人に多くの財産を取得させたものです。B国税局長は、本件遺産分割協議は法39条の「第三者に利益を与える処分」に当たるとして、上告人が受け

た利益約6700万円を限度とする第二次納税義務の告知処分を行いました。最高裁判所第一小法廷の甲斐中辰夫裁判長は、下記のとおり判示し、上告を棄却しています。

会計事務所の新規独立開業に熱いエール。

開業早々これなら使える!!

明日の会計業界を担う皆様!
ACELINK Naviが月々9,800円(税別)月額使用料パック いよいよ **スタート!**

●基本パックには次のアプリケーションが含まれています。: 会計大將(基本) / 個人決算書 / 決算内訳書 / 減価償却 / 消費税申告書 / 法人税申告書 / 所得税確定申告書 / 年末調整 / 国税電子申告 / 地方税電子申告

※導入初期費用としてベースモジュールのご契約が別途必要になります。※月額使用料パックは、10社・20社・30社・フリーの4段階により価格が異なります。※インターネット環境が必要となります。※ご契約期間は1年間とし、最長5年間更新が可能です。



全国8,400件の導入実績を誇るMJS会計システム

会計事務所向け統合システム「ACELINK Navi」を手軽に使っていただくための特別商品、それがACELINK Navi 月額使用料パックです。

会計事務所に必要な基本ソフトを全てバック

月々9,800円(税別)からと低価格なのにACELINK Naviの機能はそのまま。導入したその日から、さっそご利用になれます。

業務拡張に合わせた追加ソフトの選択が可能

経営分析や非営利法人会計などの様々なオプション機能を、必要に応じて追加契約してご利用になれます。